

厄介な役員報酬に対する増税

新緑がきれいな季節になりました。車を運転していると街路樹のあざやかな緑色のクスノキが目につきます。クスノキは常緑樹ですが、葉の寿命は一年で今の時期に生え変わり、小さな花を咲かせます。神社などで大木を見かける他、害虫に強く、葉が多くて厚いので日陰効果や防音効果があることから街路樹として多く使われております。今の時期、ドライバーにとってひと時の安らぎを与えてくれるのではないのでしょうか。

さて、本年度の税制改正において法人に対する増税が行われることになりました。先月の「税務トピックス」でもご紹介しました、社長等の「役員報酬」(役員に対する給料)の「給与所得控除額相当額」の損金不算入がそうですが、この改正に対して影響があると思われる社長さんに説明を順次行っていますが、怒りを露にされる方が多いです。

この5月から会社法が導入され、有限会社がなくなる(既存の会社はそのまま残せる)のと共に、資本金がいくらでも会社が設立できるようになりました。つまり、資本金1円でもいいわけで、節税目的の会社が増えるだろうから、事実上の一人会社については、本来損金算入することができる社長等の「役員報酬」の一部を損金算入できなくなるようにしようとする措置です。そもそも、会社法の資本金規制の撤廃は、会社の設立を容易にし、起業を奨励して、経済を活性化させることが目的のはず。ところが、財務省はそれを「節税対策」が多くなるとの名目で、既存の法人にまで事実上の増税を行うつもりなのです。例えば、役員報酬で年間1,200万円であれば約90万円の増税となり、利益が変わらなくても納税額が増えてしまうこととなります。

もともと、昨年この時期に、政府税制調査会(首相の諮問機関)が打ち出した「サラリーマン増税」というものがありました。その内容は、「給与所得者の給与所得控除額の縮小」で、つまり、給与所得から税金の計算上控除される概算経費を減らすことによって増税を行うというものでした。これは、結局給料をもらっている人に対する増税となり、各方面から反対の大合唱が起きました。おりしも、その時期が選挙前だったことから、自民党などの与党からあわてて打ち消しの発言が相次ぎました。さらに、財務省の役人や税務署などの公務員もこの増税の対象となるので(勤繰りかもしれませんが)、結局この話はどこかへ吹っ飛んでしまったわけです。

そこで、出てきた今回の役員報酬に対する増税は、対象となるのは「サラリーマン増税」と同じ「給与所得控除額」ですが、増税の対象を、もらう側ではなく、役員報酬を払う法人に対するものとし、もらう側から払う側へ、矛先を転じてきたように思います。一定の金額以下の利益であれば対象にしないという措置もありますが、法人でそれなりの規模でやっていたら、すぐ超えてしまう低い金額です。つまり、対象を絞って、とりやすい(国民の賛同を得やすい)ところから取るという、たばこ税の増税と同じような発想ではないかと思えます。ただ、法律として成立した限りは経緯がどうであろうと、悲しいかな、国民としては従わなければならないのは事実であります。

この増税の対象となるのは、同族関係者で会社の株式を90%以上所有し、かつ、役員の過半数が同族関係者である法人ですが、中小企業ではほとんどが家族や兄弟で経営を行っていることが多いので、対象になってくる会社が多いと思われます。役員の過半数を他人にするというのは、代表取締役の選任の都合上難しいのですが、一方の要件である株式の10%超を友人や取引先などの他人に買い取ってもらうか増資して割り当てるという手法であれば、なんとかなるのかも知れません。しかし、例えば「帳簿閲覧権」(3%以上の株主の権限)などの株主の権利が発生するので、余程信頼出来る相手を選ぶ必要がありますが、いずれにしても厄介な改正をしてくれたものです。